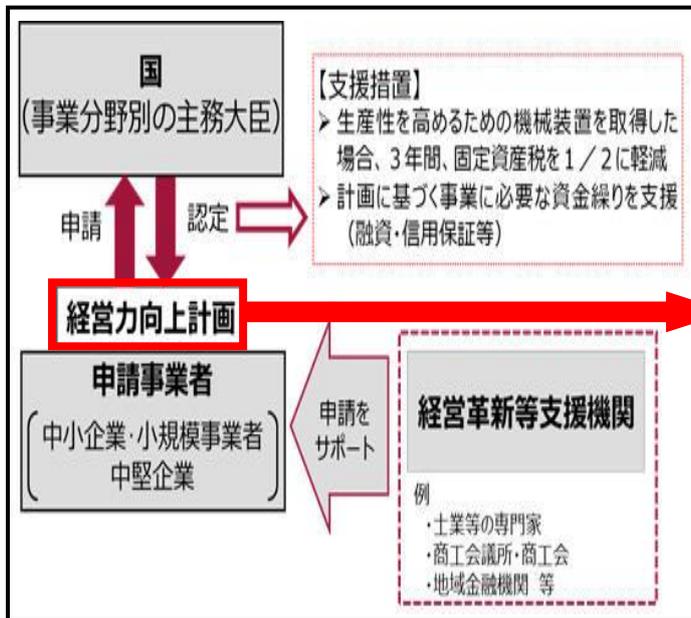


経済産業省 中小企業等経営強化法（平成28年7月1日施行）

中小企業者等は経営力向上の方法等を示した「経営力向上計画」を策定後、事業の属する事業分野の所管大臣に申請し各事業所管大臣が認定を行います。

認定された認定事業者は計画に基づき取得した機械及び装置について、固定資産税を3年間で1/2に軽減する税制措置や金融支援等の措置を受ける事ができます。



～「経営力向上計画」とは～
人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。
具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する**実質2枚の様式**により策定します。
事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にとりて計画を提出し、認定を受けます。
※製造業は、経済産業省になります。

1、固定資産税の軽減 適用期間は3年間（平成31年3月31日までに取得した機械装置）

(1) 対象者（租税特別措置法の中小企業者等）

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 対象設備

- 認定計画に基づき取得する新規の機械装置
 - 販売開始から10年以内のもの
 - 取得金額が160万以上のもの
 - 旧モデル比で生産性（生産量、精度、エネルギー効率）が年平均1%以上向上するもの
- ※事業者が今持っている設備との比較ではありません
※設備メーカーを通じて工業会等による機器性能の証明書が必要です。

2、各種金融支援等

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

- 商工中金による低利融資
- 中小企業信用保険法の特例（中小企業者向け）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（中小企業者向け）
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット（中小企業者向け）
- 中小企業基盤整備機構による債務保証（中堅クラス向け）
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証（食品製造業）

3、認定申請書

(1) [経営力向上計画に係る認定申請書 \(Word:34KB\)](#)

(宛先：近畿経済産業局長 池森 啓雄)

または、近畿経済産業局よりエクセルで簡単に申請様式が作成できるフォーマットのダウンロードが開始されましたので、こちらのご利用をお勧めします。



[申請書記載フォーマット \(推奨様式\)](#) ※製造業用です (Exsel : 471KB)

- ・本様式は、近畿経済産業局提出の場合にのみご使用いただけます。
- ・本様式の利用に際しては、□-加ハ ソマーク等の入力が必要となります。
- ・本様式を用いない場合は、上記 (1) Word様式をご利用ください。

(2) [申請書提出用チェックシート \(Exsel : 27KB\)](#)

4、お問合せ窓口

近畿経済産業局 産業部 創業・経営支援課

住 所：〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

電話番号：06-6966-6036 FAX番号：06-6966-6078